

軽度外傷性脳損傷に係る労災認定基準の改正等を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落・転倒、スポーツ外傷などにより頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、運動まひ・知覚まひ・膀胱まひ・脳神経まひといった身体性機能障害や高次脳機能障害、てんかんなどの多岐にわたる症状があらわれる疾病である。

平成19年の世界保健機関（WHO）の報告によれば、軽度外傷性脳損傷の発生は毎年10万人当たり150人から300人と推測されており、その対策が求められている。

しかし、この病気は、MRIなどによる画像検査では異常が見つかりにくく、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険（自賠責）の補償対象にならないケースが多い。働くことができないうえに補償も十分に受けらず、経済的に追い込まれて苦しんでいるのが現状であり、早急の救済が必要である。また、国内での認知度は低く、本人や家族、周囲もこの病気を知らないために誤解を生じ、職場や学校において理解されずに苦しむ状況もある。

WHOにおいては外傷性脳損傷の定義づけがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査を実施すれば、あとからでも外傷性脳損傷と診断することができるといわれている。

我が国においても、平成25年5月に、厚生労働科学研究事業で軽度外傷性脳損傷の定義に該当する可能性がある症状が報告され、高次脳機能障害に関する労災の障害給付請求事案について、厚生労働省本省に報告し個別に判断することとなり、新たな一歩となったが、国に対し、今後更に軽度外傷性脳損傷患者の現状を踏まえ適切な処置を講ずるよう、下記事項について強く要望する。

- 1 軽度外傷性脳損傷のために働くことのできない患者に対し、労災の障害（補償）年金が支給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 2 労災認定基準の改正に当たっては、画像検査に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査方法を導入すること。
- 3 軽度外傷性脳損傷について、国民をはじめ教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年12月17日

栃木県日光市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣

あて